

在宅医療地域連携体制構築助成事業 実施概要

1. 事業の目的

本事業は、岐阜県における在宅医療・介護連携体制の構築を推進することを目的とする。各地域医師会が主導し、在宅医療を担う医師の連携体制の強化や、在宅医療を実践する医師の拡充、市町村の連携拠点および多職種との協働を図るものである。これにより、地域の実情に応じた効果的な連携体制の構築を支援する。

2. 実施内容

地域医師会が実施する検討会等の開催経費を補助し、在宅医療を実施する複数の医療機関と連携拠点の体制構築のための活動費を助成する。

3. 実施期間

令和8年6月8日（月）から令和9年3月15日（月）まで

※上記期間内に事業を完了し、報告書を提出すること。

4. 対象者（事業実施者）

地域医師会長

5. 検討会等の内容（テーマ例）

本事業の補助対象となる検討会等は、在宅医療を実施する複数の医師（医療機関）の連携体制の構築や拡大をテーマとしたものとする。

- ① 地域における医療機関の在宅医療連携体制構築に向けた課題抽出や解決策の検討
- ② 在宅医療を担う医療機関の拡充、及び連携促進に関する検討
- ③ 複数医師グループと市町村連携拠点が連携体制を構築・強化するための検討
- ④ 複数医師グループと後方支援病院との連携体制構築のための検討

6. 実施方法

- ① **【実施計画書の提出】**事業実施者は、検討会等の開催2週間前までに「実施計画書（様式1）」を岐阜県医師会に提出する。
- ② **【計画の審査・通知】**岐阜県医師会は提出された計画書を審査し、適当と認めた場合は「実施計画書承認通知書（様式2）」を送付する。
- ③ **【事業実施と報告書の提出】**検討会等終了後、1週間以内に「実施報告書（様式3）」および「振込口座申請書（様式4）」を岐阜県医師会に提出する。

※報告書には、単なる実績だけでなく、抽出された意見・課題、今後の連携体制構築の可能性などを具体的に記載すること。

- ④ **【助成金の支払い】**岐阜県医師会は報告書および支出証拠書類を審査・受領後、指定口座に経費の支払い（精算振込）を行う。

7. 経費について

- ・ **対象経費：**研修や検討会等の実施に直接必要な経費（賃金、謝金、旅費、消耗品費、会議費、使用料、賃借料、通信運搬費、印刷製本費）

※報告書提出時、支出を確認できる領収書（写し）の添付を必須とする。

※個人にポイント等の利益が帰属する支払方法は避け、法人名義での支払いや、ポイントが付与されない方法を原則とする。

- ・ **補助上限額：**1地域医師会あたり 15万円

※予算枠（15万円）の範囲内であれば、複数回に分けて検討会等を開催し申請することも可能とする。

8. 留意事項

予算の上限に達した時点で、本事業は終了する。